

法テラス白書（平成30年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月10日の設立以後、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務に加え、災害の被害に遭われた方々への支援として東日本大震災法律援助や、大規模災害の被災者に対して無料の法律相談を行う被災者法律相談援助などの業務を展開してまいりました。大きく変わりゆく社会情勢に対応すべく、年度を重ねるごとに法テラスの業務や果たすべき役割なども拡大してきましたが、この間、多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に開業から14年目を迎えることができたことに深く感謝申し上げます。

平成30年度は、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数が362,709件で、開業以来の累計が400万件を超えました。民事法律扶助においては、弁護士・司法書士への無料法律相談にかかる援助（法律相談援助）の件数が平成30年度は過去最多の314,614件で開業以来の累計が300万件に達し、弁護士・司法書士費用の立替えにかかる援助（代理援助・書類作成援助）の件数も平成30年度は同じく過去最多の119,352件で開業以来の累計が130万件に達しました。加えて、平成30年1月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助も、1年を通して初の実施となった平成30年度は570件、同じくDV等被害者法律相談援助については809件を実施し、法テラスが提供する各種法的サービスについて多くの方にご利用いただいたものと考えておりますが、引き続き様々な問題でお悩みの方々に適切なサービスをご利用いただけるよう質の向上を図ってまいります。

また、平成30年度は大きな災害が相次いで発生しました。法テラスでは、災害の被害に遭われた方々へのお悩みに対応するため、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震について、それぞれQ&Aを緊急に作成・公開して、被災者の方々が必要とする情報を迅速に提供しました。また、平成30年7月豪雨が特定非常災害に政令指定されたことを受け、「被災者法律相談援助」が適用となり、災害救助法の適用地域である11府県110市町村に住所や居所、営業所があった方々を対象に12,905件（平成30年7月14日～平成31年3月31日）の無料法律相談を実施しました（令和元年6月27日をもって援助申込受付終了）。

さらに、平成30年6月1日からは改正刑事訴訟法が施行され、国選弁護関連業務の対象が被疑者段階の全ての勾留事件に拡大されたことを受け、平成30年度の被疑者国選弁護事件の受理件数は78,780件で、前年度比23.4%増となりました。

本年5月から令和の新たな時代を迎え、社会の多様性は加速していくものと感じておりますが、特に日本を訪れる外国人の方の増加にも法テラスは適切に対応していく必要があると考えております。法テラスでは、既に外国人の方にも気兼ねなくご利用いただけるように多言語対応の情報提供サービスの導入や、各地での外国人の方々を対象とした法律相談などを行っておりますが、今後も社会の様々なニーズに応えていけるような体制の整備に努めてまいります。

平成30年度版法テラス白書では、法テラスが行う様々な業務の遂行において重要な役割を担う「常勤（スタッフ）弁護士」の活動を特集しています。国民の皆様、また、関係機関の皆様におかれては、法テラスの活動に対するご理解をより深めていただき、法テラスを積極的にご活用いただければ幸いです。

令和元年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子